

# グリーン調達基準書

管理 E - 3 - 4 . 4 . 6 - 1

**山下マテリアル株式会社**

**サーキテックカンパニー**

制定 作成2007年10月1日

版数 7版

## はじめに

地球温暖化をはじめとする環境問題が年々深刻化する一方です。その為、各お得意先様からは、製品に係わる環境負荷低減のため、部材(電子部品含む)、薬剤、副資材(包装材含む)等の選定及び取組みが必要になっています。ついてはグリーン調達基準は、山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)が部材(電子部品含む)、薬剤、副資材(包装材含む)等の調達を推進する為、その指針を明確にした上で、お取引先様へ山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)のグリーン調達活動へのご理解とのご協力をお願いするものであります。

山下マテリアル株式会社  
作成 環境委員会 ISO 事務局

## 目次

1. 山下マテリアル株式会社の環境基本方針
  2. 山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)グリーン調達基準
    - 2 - 1. 目的
    - 2 - 2. 適用範囲
    - 2 - 3. グリーン調達の考え方
    - 2 - 4. 取引先様の環境への取組み状況に関する事項
  3. 製品含有化学物質調査
    - 3 - 1. 目的
    - 3 - 2. 調査の適用範囲
    - 3 - 3. 保証について
    - 3 - 4. その他要求
    - 3 - 5. 用語の定義
  4. 変更管理について
  5. 改訂履歴
- \* 回答様式
- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ・ 環境管理取組評価シート          | 様式 - 1 |
| ・ 含有禁止化学物質の不使用証明書      | 様式 - 2 |
| ・ RoHS含有禁止化学物質の不使用証明書  | 様式 - 3 |
| ・ 化学物質管理宣言書(JGPSSI 書式) | 様式 - 4 |

- ・ 欧州化学物質庁公表のリーチ規制高懸念物質(SVHC)の含有調査表 様式 - 5
- ・ リーチ規制の高懸念物質の不使用証明書 様式 - 6

## 1. 山下マテリアルの環境基本方針

山下マテリアル株式会社では、環境理念に基づいた環境方針を定め、全社をあげて環境保全に取り組んでいます。

### 環境方針

#### 環境理念

山下マテリアルは、地球環境の保全が最重点課題であることを認識し、社是「信」に基づいて、企業活動のあらゆる面で、環境保全に配慮し、自然の営みを尊重し、全従業員で豊かな社会づくりを実行する。

#### 環境方針

山下マテリアルは、設計・プリント配線板・実装・組立並びに回路基板材料・合成樹脂材料・電子材料・関連資機材販売の事業領域において、環境負荷をできる限り少なくする。また水と緑の豊かな関東平野にふさわしい企業として、次の環境活動を実践する。

- (1) 企業活動、製品及びサービスにおいてCO<sub>2</sub>の削減及び廃棄物排出量削減、適正管理を行ない、環境改善を推進する。
  - ・電気使用量・ガソリン使用量の削減
  - ・廃プラスチックの削減(FPC基板不良率の低減)
  - ・一般廃棄物のリサイクル向上
  - ・廃液の適正管理
- (2) 環境マネジメントシステムの継続的改善及び汚染の予防を推進する。
  - ・排水処理システムの環境保全の推進
- (3) 上記の項目を推進するため技術的、経済的に可能な範囲で、最善の利用技術を適用して環境目的・目標を定めて実行し、全社一丸となってその実現を図り、年一度また必要に応じてこれを見直し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
- (4) 環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び当社が同意する、その他の要求事項(顧客の要求する環境化学物質の削減及び見直し対応等)を順守する。
- (5) 環境方針は、社内掲示し、環境方針の理解と環境保全の意識向上を図る。また、関係取引先業者へ環境方針を周知させ理解と協力を要請する。
- (6) 環境方針は、社内外から要求された際は開示する。

2010年1月1日 改訂

## 2. 山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)グリーン調達基準

### 2 - 1. 目的

山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)が環境に適合した製品を提供する為、それに使用する部材(電子部品含む)、薬剤、副資材(包装材含む)等について、環境に与える影響が少ない物若しくは、環境に与える影響の無い資材の調達への取組みを推進します。

本基準書は、グリーン調達に関する山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)の基本的な考え方を示します。又、得意先のグリーン調達の要求事項も一部反映しています。

### 2 - 2. 適用範囲

本基準書は、山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)が調達する資材について適用します。本基準書は、今後の法規制の改正や社会情勢の変化及び、弊社得意先要求に応じて改訂することがあります。

### 2 - 3. グリーン調達の考え方

山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)では、弊社のお取引先様からの調達資材に対して従来からの品質、納期、価格に環境要素を加え、以下の要件での評価に基づいてより環境負荷の低い資材(納入品)を優先調達します。

取引先様の要件: 法規制を順守し、本基準書に沿った環境保全活動を実施している事。

納入品の要件: 含有禁止化学物質を含まず、環境負荷低減を考慮している事。

### 2 - 4. 取引先様の環境への取組み状況に関する事項

#### (1) 環境管理システムの構築、運用への対応

納入品を製造・販売しているサイト(会社や工場等)において、環境管理システムが構築され、適切に運用されている事が必要です。(少なくとも構築予定が明確である事が望ましい)

環境管理システムは、ISO14001への適合を推奨します。

取引先様や自治体等の推奨する独自の環境管理システムを構築されている場合は以下の項目を満足している事を原則とします。

- 1. 経営者が何らかの形で環境管理活動に取り組むことを宣言し、従業員に伝達している事。
- 2. 環境関連の法規制を順守している事。
- 3. 事業活動による環境への影響項目および度合いを把握し、その結果から改善活動目標を設定している事。

環境管理担当者を明確にし、環境改善目標達成の為の計画を文書化し、実行している事。

改善活動に必要な教育、緊急事態発生時の対応訓練を実施している事。

については、貴社の環境に関する取組み状況等について把握する為、購買部門等から依頼があった場合は「**環境管理取組評価シート**」様式 1にて、回答をお願いします。(原則、取引開始時に依頼)

#### (2) 製造工程で使用する環境化学物質への対応

調査対象物質が製造工程で使用されている場合は、以下の管理要件を満たす事が必要です。

使用量と排出量及び含有量の把握、使用量の削減または抑制、法規制を順守した取り扱いが行われている事。

含有禁止化学物質に関しては、禁止化学物質が当社納入品に混入する可能性がある工程(納品迄のプロセスを含む)を把握して混入の無い様対策を行っている事。

(3)製品アセスメントへの対応

貴社の設計段階において、製品アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めている事。

(4)使用済み製品、包装・梱包材の回収・リサイクルへの対応

使用済み製品や、包装・梱包材について回収・リサイクルに取り組んでいる事。

(5)オゾン層保護、地球温暖化防止への対応

モントリオール議定書で規制されているオゾン層破壊物質の全廃化や、省エネルギー活動の推進、温暖化物質の使用削減など地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事。

### 3.製品含有化学物質調査

#### 3-1.目的

山下マテリアル株式会社の納入品に、化学物質の含有を禁止する禁止物質(レベルA, B)が含まれていない事、又禁止物質、及び含有管理物質(レベルC)に含まれる不純物(副生成物)としての含有量等を明確にし、確認する事を目的とします。(弊社得意先の要求含む)

#### 3-2.調査の適用範囲

山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)へ納品する全ての部材(電子部品含む)、薬剤、副資材(包装材含む)等を対象とします。

又、得意先要求により禁止化学物質だけでなく、管理化学物質の調査も対象となります。

(1)部品・材料等への適用

・対象例

2次加工品(部分加工の外製品、半製品)

完成品(外製品)

部品(原材料)

材料(原材料)

薬剤(原材料)

(2)消耗品、包装材としての副資材、治工具、工具類への適用

製造工程内において、製品に接触し、付着する可能性のある消耗品類・治工具類・工具類及び製品に使用される包装材を含みます。

(3)設備への適用

(4)上記の(1)(2)(3)に該当しないその他の購買品等については、双方で個別打合せとします。

### 3 - 3 . 保証について

山下マテリアル株式会社(サーキテックカンパニー)への納入品について、本基準書を満足している事を保証願います。

化学物質の調査における回答は、弊社の様式 - 2、様式 - 3、様式 - 5、様式 - 6又は、JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会)の書式(JIG - 101の書式)、貴社等の書式、弊社の得意先指定書式等の書式を併用します。

#### (1) 含有禁止化学物質に関する不使用の保証として提出する書類

- ・含有禁止化学物質の不使用証明書 様式 - 2
  - ・RoHS含有禁止化学物質の不使用証明書 様式 - 3
- 但し、化学物質審査規制法(化審法)により禁止されている化学物質が不純物として含有している場合は、別途含有量の分析データを提出してください。

#### (2) リーチ規制の高懸念物質の含有調査の回答として提出する書類

欧州化学物質庁が公表している高懸念物質に対する調査依頼の回答は、表2、表3を確認の上、回答を様式 - 5に記載して提出してください。

従来のリーチ規制の高懸念物質15物質に対して、新たに2010年1月20日に14物質の公示の情報があり、その後の情報により15物質を追加した。該当する高懸念物質15物質は、表3による。

- ・欧州化学物質庁(ECHA)公表のリーチ規制高懸念物質(SVHC)の含有調査表 様式 - 5
- 尚、指定の高懸念化学物質を使用していないか含有していない事が明確ではあるが、様式 - 5にて開示できない場合の対応として、不使用証明書にて提出をお願いする事が有ります。
- ・リーチ規制の高懸念物質の不使用証明書 様式 - 6

表2 リーチ規制の高懸念物質(SVHC)リスト(15物質)・・・欧州化学品庁の2008年10月のリストより出典 発行日 2009年3月31日

	日本語化学物質名	英語の化学物質名	CAS No
1	アントラセン	Anthracene	120-12-7
2	4,4 - メチレンジアミン(4,47 - ジアミノジフェニルメタン)(MDA)	4,4 - Diaminodiphenylmethane	101-77 - 9
3	フタル酸ジブチル(DBP)	Dibutyl phthalate	84-74-2
4	2塩化コバルト	Cobalt dichloride	7646-79-9
5	5酸化2ヒ素	Diarsenic pentaoxide	1303-28-2
6	3酸化2ヒ素	Diarsenic trioxide	1327-53-3
7	2クロム酸ナトリウム	Sodium dichromate	7789-12-0 10588-01-9
8	2,4,6 - トリニトロ - 5 - t - 1,3 - キシレン(ムスクキシレン)	5 - tert - butyl - 2,4,6 - trinitro - m - xylene ( Musk-xylene)	81-15-2

9	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル) (DEHP)	Bis(2 - ethyl(hexyl)phthalate) (DEHP)	117-81-7
10	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified ( - HBCDD, - HBCDD, - HBCDD)	25637-99-4 及び 3194-50-6 [134237-50-6 ( -HBCDD) 134237-51-7 ( -HBCDD) 134237-52-8 -HBCDD)]
11	短鎖型塩化パラフィン(C10~13)	Alkanes, C10 - 13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	85535-84-8
12	ビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBT)	Bis(tributyltin)oxide	56-35-9
13	ヒ酸鉛(PbHAsO4)	Lead hydrogen arsenate	7784-40-9
14	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	Benzyl butyl phthalate	85-68-7
15	トリエチルヒ素	Triethyl arsenate	15606-95-8

表3 リーチ規制の高懸念物質(SVHC)のリスト(15物質)・・・欧州化学品庁の2010年1月13日のリストより出典  
発行日 2010年3月01日

	日本語化学物質名	英語の化学物質名	CAS No
1	アントラセン油	Anthracene oil	90640-80-5
2	アントラセン油 (アントラセンペースト、軽蒸留)	Anthracene oil, anthracene paste, distn Lights	91995-17-4
3	アントラセン油 (アントラセンペースト、アントラセン留分)	Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	91995-15-2
4	アントラセン油 (アントラセンペースト低含有)	Anthracene oil, anthracene-low	90640-82-7
5	アントラセン油 (アントラセンペースト)	Anthracene oil, anthracene paste	90640-81-6
6	高温コールタールピッチ	Pitch, coaltar, high temp	65996-93-2
7	アクリルアミド	Acryl amide	79-06-1
8	アルミノシリケート	Aluminosilicate	

	耐火性セラミック繊維	Refractory Ceramic Fibres (例 $\text{Al}_2\text{O}_3$ 、 $\text{SiO}_2$ )	
9	ジルコニアアルミノシリケート 耐火性セラミック繊維	Zirconia Alumino-silicate Refractory Ceramic Fibres (例 $\text{Al}_2\text{O}_3$ 、 $\text{SiO}_2$ 、 $\text{ZrO}_2$ )	
10	2,4 - ジニトロトルエン	2,4 - Dinitrotoluene ( $\text{C}_7\text{H}_6\text{N}_2\text{O}_4$ )	121 - 14 - 2
11	フタル酸ジイソブチル	Diisodutyl phthalate ( $\text{C}_{16}\text{H}_{22}\text{O}_4$ )	84 - 69 - 5
12	クロム酸鉛( )	Lead chromate ( $\text{CrO}_4\text{Pb}$ )	7758 - 97 - 6
13	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛;モリブ デン赤 (C.I. ピグメントレッド104)	Lead chromate molybdate sulphate red (C.I. Pigment Red 104) ( $\text{PbMoO}_4$ )	12656 - 85 - 8
14	クロム酸鉛;黄鉛 (C.I. ピグメントイエロー34)	Lead sulfochromate yellow (C.I. Pigment yellow 34) ( $\text{Pb}(\text{Cr}, \text{S})\text{O}_4$ )	1344 - 37 - 2
15	リン酸トリス(2 - クロロエチル)	tris(2 - chloroethyl)phosphate	115 - 96 - 8

### (3) 自己適合宣言書の提出

この宣言は、弊社得意先より各仕入先に対して提出を要求された場合に使用します。

化学物質管理宣言書

様式 4

### (4) 貴社から見てのお取引先様(仕入先を指します)への対応

山下マテリアル株式会社へ納入される製品は、本基準書を満足する事を、貴社に保証して頂きます。従って、貴社のお取引先様(仕入先を指します)に対しても本基準書を満足するように要請をお願いします。

### (5) 協議団体等の指定書式での回答として

ア－ティクルマネジメント推進協議会による、指定書式での回答をお願いする事があります。

ア－ティクルマネジメント推進協議会(JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium)は、ア－ティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させる為に発足した団体です。

尚、化学物質情報を伝達するためのシートは、JAMP協議会のホームページ「<http://www.jamp-info.com/glmsds/>」の詳細をご参照ください。

JAMP MSD Splus, AISによる情報

日本自動車工業会(JAMA)による、指定書式での回答をお願いする事があります。

JAMA/JAPIA 統一データシートとは、JAMA(日本自動車工業会)、JAPIA(日本自動車部品工業会)

の合意のもとに標準化された成分調査データシートです。

仕入先様より納入頂く部品、材料の成分情報の調査に JAMA/JAPIA 統一データシートを採用しております。

JAMA/JAPIA 統一データシートを利用して部品、材料の成分情報をお願いします。

### 3 - 4 . その他要求

#### (1) 分析結果

分析方法は、ICP分析等のRoHS規制に指定された方法、または弊社得意先の指定分析方法等による結果を、証明書としてご提供ください。

尚、得意先の要求により、分析機関は ISO/IEC 17025 の認定が必要、且つ英文での提出をお願いする場合があります。( ISO/IEC 17025 は、分析を行う試験所における、分析結果の信頼性を保証する国際規格です)

カドミウム、鉛、6価クロム、水銀の重金属の分析方法は以下3種類を原則とします。

- ・誘導結合・プラズマ発光分析法 (ICP - AES , ICP - OES)
- ・原子吸光分析法 (AAS)
- ・誘導・プラズマ質量分析法 (ICP - MS)

分析結果証明書の有効期間は、1年間とします。

#### (2) その他の情報

##### MSDSの最新版の提供

納入品については、原材料、薬剤、副資材等に係わらず、要望がある時はMSDSの最新版をご提供ください。又、法令等により改訂が行なわれた場合は、弊社購買担当への提供をお願いします。

又、得意先の要求状況により、英文での提出をお願いする場合があります。

- ・MSDSの記載書式は、原則GHSに対応した書式でお願いします。又改正労働安全衛生法における厚生労働省の指導により、2010年度からJIS Z 7250 - 2005準拠の書式で提出となります。

##### 貴社納入品の情報提供

納入品を構成する原材料(化学物質)等以外のMSDS、指定物質の不含有(不使用)証明書等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

##### 包装材料に対する分析データの提供

包装材料に対する化学物質の含有に対して、欧州指令 94 / 62 / EEC に基づく欧州各国の法規、米国包装材重金属規制:州法18州採用及び、RoHS規制の化学物質について規制が適用されています。よって、該当する包装材料に対しても、MSDS及びICP分析法等による分析結果の要求時には提出をお願いします。

尚、規制物質は、鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの4物質で、含有量の規制値は、購入資材の主要部材当たり上記の4物質の総量が0.01wt%以下となります。

塗料、インキが包装材料で使用される場合は、カドミウム5ppm、鉛100ppm未満でかつ上記条件を満たす事。

### 3 - 5 .用語の定義

#### (1)環境化学物質 表1

環境化学物質とは納入品に含有している場合、著しい環境影響を持つと判断した化学物質を示します。表1 (JGPSSI 表を参照) に分類します。

本基準書の禁止化学物質以外の禁止物質については、別途指定します。

禁止物質(レベルR) (表1:RoHS規制6物質群)

納入品への含有を禁止する化学物質で、RoHS規制に該当する6物質とします。

禁止物質(レベルA) (表1:16物質群)

納入品への含有を禁止する化学物質のうち、含有情報把握の(含有していない事、又は不純物としての含有量を確認)必要性があると判断した化学物質を示します。

禁止物質(レベルB) (表1:9物質群)

納入品への含有を禁止する化学物質のうち、禁止物質(レベルA)以外の化学物質をいいます。

禁止又は含有管理物質(レベルC) (表1:10物質群)

得意先により含有禁止又は納入品への含有情報把握の必要性があると判断した化学物質を示します。

表1以外に禁止化学物質が確認された場合及び、得意先から指定された物質を別途必要により追加する場合があります。

#### 表1(JGPSSIの表を参照)

レベルR 「環境化学物質区分表」 参照・・・JIG例示物質リスト

物質群分類 No.(JGPSSI)	材料/化学物質群	閾値レベル
A05	カドミウム/カドミウム化合物	75ppm 又は意図的添加
A07	六価クロム/六価クロム化合物	1000ppm 又は意図的添加
A09	鉛/鉛化合物	1000ppm 又は意図的添加 300ppm(塩化ビニルケーブルのみ)
A10	水銀/水銀化合物	1000ppm 又は意図的添加
B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm 又は意図的添加
B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm 又は意図的添加

レベルA 「環境化学物質区分表」 参照・・・JIG別表A

物質群分類 No.(JGPSSI)	材料/化学物質群	閾値レベル
C01	アスベスト類	意図的添加
C02	一部のアゾ染料・顔料から生成される特定アミン	意図的添加
A05	カドミウム/カドミウム化合物	75ppm 又は意図的添加
A07	六価クロム/六価クロム化合物	1000ppm 又は意図的添加
A09	鉛/鉛化合物	1000ppm 又は意図的添加

		300ppm(塩化ビニルケーブルのみ)
A10	水銀 / 水銀化合物	1000ppm 又は意図的添加
C04	オゾン層破壊物質 / 異性体 ハイドロクロロフルオロカーボン類 / 異性体 (CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等)	クラス : 意図的添加 クラス、HCFCs:1000ppm
B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm 又は意図的添加
B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的添加
B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	意図的添加
B06	ポリ塩化ナフタレン	意図的添加
C06	放射性物質	意図的添加
B09	短鎖型塩化パラフィン	意図的添加
A17	トリブチルスズ = オキシド(TBTO)(ビス)	意図的添加
A18	一部のトリブチルスズ(TBT類)及び トリフェニルスズ(TPT類)	意図的添加
	パーフルオロオクタンスルホン酸塩及び その類塩化合物(PFOS)	意図的添加

レベルB 「環境化学物質区分表」

参照・・・JIG別表B

物質群分類 No.(JGPSSI)	材料 / 化学物質群	閾値レベル
A01	アンチモン / アンチモン化合物	1000ppm
A02	ヒ素 / ヒ素化合物	1000ppm
A03	ベリリウム / ベリリウム化合物	1000ppm
A04	ピスマス / ピスマス化合物	1000ppm
B08	臭素系難燃剤 (PBB類またはPBDE類を除く)	1000ppm
A11	ニッケル(外部利用のみ)	1000ppm
C05	フタル酸エステル類	1000ppm
A13	セレン / セレン化合物	1000ppm
B07	ポリ塩化ビニル(PVC) (開示は、閾値を超える量が、「存在する」 / 「存在しない」でよい)	1000ppm

レベルC 「環境化学物質区分表」

物質群分類 No. (JGPSSI)	材料 / 化学物質群	閾値レベル
A06	クロム化合物(六価クロム外)	得意先の閾値
A08	コバルト及びその化合物	得意先の閾値
A14	テルル及びその化合物	得意先の閾値
A15	タリウム及びその化合物	得意先の閾値
	シアン化合物	得意先の閾値
D07	ホルムアルデヒド(ホルマリン)	得意先の閾値
D08	マイレックス(パークロロエチレン)	得意先の閾値
D09	ホウ素及びその化合物	得意先の閾値
	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	得意先の閾値

リーチ規制の化学物質 (表2、表3)

欧州化学物質庁により高懸念物質として登録候補となった化学物質を示します。

表2、3以外に高懸念物質が確認されて追加される場合は、得意先から指定された物質を別途必要により追加する場合があります。

SVHCは、高懸念物質のEUでの英語の略称名です。

(2)用途(調査表等の記載事項)

環境に関わる含有禁止化学物質の調査表等で記載されている用途とは、化学物質がどのような事に使用されているかをいいます。(JGPSSIの基準又は、得意先指定による)

禁止の有無、閾値、用途ごとの定めについては、参考としてJGPSSIの製品含有物質調査・回答マニュアルにあります。原則、用途ごとの閾値は、弊社、得意先の閾値を優先とします。

事例 環境負荷物質調査表(得意先の指定書式の参考例)

	図番	品名	部品質量	含有部位	含有目的	含有用途	化学物質調査
x会社	AB-1	レジスト	1mg	基板表面	酸化防止	銅箔の防錆	Cd

(3)含有

納入品中に、成分・内容物として化学物質が含まれることをいい、下記、に分類します。

意図的添加

納入品中に、ある目的のために特定の化学物質を故意に含有させることを示します。

不純物(副生成物含む)

天然素材中に含有され、工業用材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいいます。

含有量の算出

含有量は、理論値、計算値、設計値、実測値とします。含有量に幅がある場合は、原則最大値でご回答ください。

含有量の単位は、原則 mg又はppmにて記載願います。

(4)含有禁止

納入品への含有を禁止する事をいいます。

不純物としての含有も含め使用していない事の確認が必要である。

含有量(閾値)により除外の化学物質があります。

(5)適用除外

特定の用途に限って、納入品への含有を禁止しない事をいいます。(基本的には、弊社得意先の指定用途とします) 但し、含有している事の調査と含有量の確認報告は必要です。

(6)閾値<sup>しきいち</sup>(閾値レベル)

納入品の各部位、又は材料に含まれる禁止化学物質、許容範囲、許容濃度をいいます。

(7)部位(製品の使用場所)

それ以上分離出来ない均質な部分をいいます。

(8)均質物質

「均質物質」とは、異なる材料へ機械的に解体できない素材を意味します。

例として、セラミック、ガラス、プラスチック、金属、めっき(但し、各層を1部位とします)、紙、樹脂等です。

尚、機械的に解体という意味は、例えばネジ外し分解、切断、粉碎、および研磨等により機械的な操作により素材に分離できる事を意味します。

#### 4. 変更管理について

(1) 環境調査要求等の内容に関して該当する場合、自主的に提出をお願いします。

- ・環境管理システムに関する認証等の変更
- ・「製造工程で、含有禁止化学物質」を使用するようになった場合

(2) 環境管理取組み評価の調査(様式 1)による。又環境負荷調査の内容に関して以下に該当する場合、自主的に再提出をお願いします。

- ・対象の含有禁止化学物質を納入品に含有することとなった場合
- ・新たに含有が判明した場合
- ・重金属類の含有濃度が包装・梱包材料で定められている基準を越えることとなった場合

#### 5. 改訂履歴

1. 制定 初版	2007年10月01日	作成 高木	承認 藤谷
2. 改訂 2版	2007年10月31日	作成 高木	承認 藤谷
3. 改訂 3版	2007年12月11日	作成 高木	承認 藤谷
4. 改訂 4版	2008年 4月25日	作成 高木	承認 藤谷
5. 改訂 5版	2008年 9月25日	作成 高木	承認 藤谷
6. 改訂 6版	2009年 5月 1日	作成 石川	承認 藤谷
7. 改訂 7版	2010年 5月14日	作成 石川	承認 藤谷

環境方針の改訂、リーチ規制の15物質の追加、JIGへの対応、JAMP書式対応等

### 環境管理取組評価シート

会社名: \_\_\_\_\_

所在地: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_ 印  
(または責任者名)

本ご回答の窓口 部署名: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

#### (1) 環境管理の取組み体制

( 該当個所に )

はい

いいえ

ISO14001 を認証取得している。	認証取得日:		
	認証機関:		
ISO14001 取得のため活動中である。	審査予定日:		
	認証機関:		
その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステムを構築している。	登録日:		
	登録機関:		
その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステム取得のため活動中である。	登録予定日:		
	登録機関:		

上記で認証取得済みの場合は、以下 の回答は不要。

また、現在、取得活動中であり予定日と機関が決定している場合も、以下 の回答は不要。

( 該当個所に )

はい

いいえ

(a)	環境保全に関する企業理念、方針、自主基準、目標及び目標達成のための実行計画がある。		
(b)	環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を実行計画に基づき実施している。		
(c)	環境保全に関する法規制を遵守している。		
(d)	環境保全に関する取組みについて内部監査の手順があり実施している。		
(e)	環境保全への取組みとしての手順があり運用、評価を行っている(エネルギー管理、廃棄物管理、化学物質管理、環境リスク管理、製品アセスメント、環境保全に関する教育、環境保全に関する緊急事態への対応)。		

#### (2) 製品アセスメントにおける環境保全への配慮

( 該当個所に )

はい

いいえ

	水、森林、金属など天然資源の節約を行っている。		
	投入資源の削減を行っている。		
	製造時における排出物削減及び廃棄物発生の最小化を図っている。		
	製造時、輸送におけるエネルギー消費の最小化を図っている。		
	輸送の効率化及び省資源化のために、包装材の削減を行っている。		
	納入資材そのものの消費電力、待機電力等の削減を行っている。		
	リサイクル性を配慮している(材料の識別、再生材の利用、部品の再利用)。		
	製品に使用している原材料の環境化学物質(RoHS規制)を把握している。		
	製造工程における製品への汚染物質は把握している。		
	梱包材料に対して製品への汚染物質は把握している。		

**含有禁止化学物質の不含有証明書**

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : \_\_\_\_\_

山下マテリアル株の納入品において、以下の含有禁止物質を含んでいない事を証明します。

**禁止物質一覧**

No	禁止物質名	分類	備考
1	カドミウム及びその化合物	A05	
2	六価クロム化合物	A07	
3	鉛及びその化合物	A09	
4	水銀及びその化合物	A10	
5	ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)	A17	
6	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	A18	
7	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	B02	
8	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	B03	
9	ポリ臭化ビフェニル類(PCB)	B05	
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	B06	
11	短鎖型塩化パラフィン	B09	
12	アスベスト類	C01	
13	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	C02	
14	オゾン層破壊物質	C04	
15	放射性物質	C06	

(様式 - 3)

山下マテリアル株式会社 環境委員会 ISO事務局

**RoHS含有禁止化学物質の不適用証明書**

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : \_\_\_\_\_

山下マテリアル(株)の納入品において、RoHSが指定する以下の含有禁止6物質を含んでいない事を証明します。

**禁止物質一覧**

No	禁止物質名	分類	備考
1	カドミウム及びその化合物	A05	
2	六価クロム化合物	A07	
3	鉛及びその化合物	A09	
4	水銀及びその化合物	A10	
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	B02	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	B03	

## 化学物質管理宣言書

弊社は、法規制及び得意先の要求事項を理解し、規制及び禁止化学物質の管理に努めることを以下に宣言します。

山下マテリアル株式会社 御中

提出日	
貴社名	
宣言責任者役職	
宣言責任者氏名	
担当者氏名	
連絡先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

### 1. 納入品(製品)に含まれる化学物質の管理において

- (1) 化学物質審査法などで規制される化学物質の含有禁止を管理し、法規制を順守します。
- (2) 得意先の要求する禁止化学物質を正しく管理し、確認した上で納入します。
- (3) 資材調達では、得意先の要求する禁止化学物質を調達先に周知徹底します。
- (4) 生産工程では、製品中に要求される禁止化学物質が含有しないように管理します。
- (5) 製品中に要求される禁止化学物質が含有している事が判明した場合は、速やかに報告します。

### 2. 製品の製造プロセスの化学物質の管理において

- (1) オゾン層保護法などの法規制を順守します。
- (2) 得意先の要求する禁止化学物質を正しく管理し、製造を行います。

### 3. 廃棄物処理法、化学物質管理促進法(PRTR法)などの法規制を順守します。

御中

**リーチ規制の高懸念物質の不使用証明書**

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名(図番号) : \_\_\_\_\_

貴社への納入品において、以下の高懸念物質を含んでいない事を証明します。

高懸念物質一覧(No1 から No30)

No	高懸念物質名	CAS No	備考
1	アントラセン	120-12-7	
2	4,4 - メチレンジアミン(4,47 - ジアミノジフェニルメタン)(MDA)	101-77 - 9	
3	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	
4	2塩化コバルト	7646-79-9	
5	5酸化2ヒ素	1303-28-2	
6	3酸化2ヒ素	1327-53-3	
7	2クロム酸ナトリウム	7789-12-0      10588-01-9	
8	2,4,6 - トリニトロ - 5 - t - 1,3 - キシレン (ムスクシレン)	81-15-2	
9	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	
10	ヘキサブプロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4 及び 3194-50-6 [134237-50-6( -HBCDD) 134237-51-7( -HBCDD) 134237-52-8( -HBCDD)]	
11	短鎖型塩化パラフィン(C10 ~ 13)	85535-84-8	
12	ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBT)	56-35-9	
13	ヒ酸鉛(PbHAsO4)	7784-40-9	
14	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	85-68-7	
15	トリエチルヒ素	15606-95-8	

2 / 2 注:No16以降は、欧州化学物質庁の2010年1月13日(公開)のリストより出典

No	高懸念物質名	CAS No	備考
16	アントラセン油	90640-80-5	
17	アントラセン油 (アントラセンペースト、軽蒸留)	91995-17-4	
18	アントラセン油 (アントラセンペースト、アントラセン留分)	91995-15-2	
19	アントラセン油 (アントラセンペースト低含有)	90640-82-7	
20	アントラセン油 (アントラセンペースト)	90640-81-6	
21	高温コールタールピッチ	65996-93-2	
22	アクリルアミド	79-06-1	
23	アルミノシリケート 耐火性セラミック繊維		
24	ジルコニアアルミノシリケート 耐火性セラミック繊維		
25	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	
26	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	
27	クロム酸鉛( )	7758-97-6	
28	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛;モリブデン赤 (C.I.ピグメントレッド104)	12656-85-8	
29	クロム酸鉛;黄鉛 (C.I.ピグメントイエロー34)	1344-37-2	
30	リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8	